

令和7年3月24日

大阪府議会議長 中 谷 恭 典 様

提 出 者

大阪府議会議員	河 崎 大 樹	肥 後 洋一朗
	しかた 松 男	

賛 成 者

大阪府議会議員	中 川 誠 太	角 谷 庄 一
	くすのき好美	奥 村 ユキエ
	前 田 将 臣	広 野 瑞 穂
	紀 田 馨	中 野 剛
	須 田 旭	

第1号意見書案

三大水門の早期完成と国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

本府の西大阪地域には、安治川水門、尻無川水門、木津川水門が建設されている。これら三大水門は、昭和9年の室戸台風、昭和25年のジェーン台風、昭和36年の第二室戸台風による高潮による巨大な被害に鑑み昭和45年に一斉に整備された。当時、海水の市街地への流入を防ぐには、大阪湾に通じる全ての川に対策を講じる必要があったため、その結果、過去最高潮位を記録した平成30年の台風21号に対しても機能し、試算では約17兆円の被害を防ぐことができた。

政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率が80%程度であることを公表した。津波による被害が懸念されるが、三大水門は高潮のみならず津波被害の軽減策としても活用が可能である。しかしながら、発災時に津波の外力により水門が損傷し、開閉が困難となる恐れがあることが指摘されている。さらに、昭和45年の三大水門完成から半世紀が経過し、木津川及び安治川水門は余寿命10年未満、尻無川水門についてもその余寿命は長くはない。現在、木津川新水門築造工事が進んでいるが、高潮や津波を防御する為には、海につながる3つの川全てにおいて早期に対策を進める必要がある。

また、現在「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組みを国において推進しているが、当該期間は令和7年度が最終年度となっており、終了後においても各分野の対策を切れ目なく着実に推進していくことが必要不可欠である。

よって国においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

1. 大規模地震等が発生した際、現水門の劣化状況から推定した期限までに新水門が完成できなければ甚大な浸水被害が想定されることから、新たな三大水門の完成を可能な限り早期に実現できるよう、十分な財源措置を講じること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後も、継続的かつ安定的に強靱化に向けた取組みを推進するため、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
内閣官房長官		
国土強靱化担当大臣		
内閣府特命担当大臣（防災）		

大阪府議会議長
中谷 恭典

第2号意見書案

地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書

かつて特権的と批判された地方議会議員の年金制度は、財政収支の悪化により平成23年6月に廃止された。しかしながら、平成27年度から全国都道府県議会議長会等から議員の年金制度を再び導入しようとする動きが始まり、これまで47都道府県の内33都道府県議会で地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書が可決された。令和6年11月には、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の三議長会で地方議会議員の厚生年金への加入を求める決議がなされたところである。この決議では、議員のなり手不足を打破するため、地方議会議員の厚生年金への加入を早急に検討すべきとし、家族の将来や老後を心配することなく議員に立候補できるようにすることが喫緊の課題とのことである。

住民に開かれた地方議会の実現に向け、如何に多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画する議会を実現することが今日的課題ではある。しかし、他の都道府県議会等でこのような動きがある中、大阪府議会は地方議会議員の厚生年金加入について一貫して反対の姿勢を示してきた。令和元年10月に大阪府議会で可決した「新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書」でも述べたとおり、地方議会議員の厚生年金加入を認めると、厳しい財政状況にある地方自治体に事業主負担という新たな負担を強いることになるからで、仮に、現大阪府議会議員が厚生年金に加入した場合は、元議員等への旧議員年金制度に基づく年金支給に加えて毎年約1.3億円もの新たな公費負担が生じる。

そもそも我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料引上げと引退世代の給付額抑制が続くなど非常に厳しい状況が続いている。今求められていることは、国民の年金に対する不安や不公平感を払拭することである。

よって、地方議会議員の厚生年金加入については、引き続き断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
内閣官房長官		

大阪府議会議長
中谷 恭典

第3号意見書案

インボイス制度の事務負担軽減を求める意見書

令和5年10月に、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入され、1年余りが経過した。

小規模事業者や個人事業者が多い免税事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、取引から排除される恐れがあることなどを理由に課税事業者へ転換する事例も発生している。本来、法が想定していないケースといえる。政府は一定期間納税額を減額する税制措置や税務署での相談体制、小規模事業者等への支援措置を用意しているものの、このような措置が十分でないとの府内事業者の声もある。

エネルギー価格や物価の高騰、人材不足が深刻化し、特に小規模事業者や個人事業者の経営環境が悪化の一途をたどる中、これら事業者は事業の継続や立て直しにこそ集中的に取り組む必要がある。大規模事業者であっても、税額控除可能な請求書とそうでない請求書が混在する状況は事務的に煩雑そのものであり、各事業者が経理事務の外注や事務処理のための人材を増やすことが、全体の生産性を損ねかねない。

よって、国においては、小規模事業者等の事務負担が増大する方へのサポートの拡大、DX導入等による事務負担軽減策を早急に打ち出すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		
デジタル大臣		
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）		

大阪府議会議長
中谷 恭典

第4号意見書案

訪日外国人による外国免許切替え手続きの厳格化を求める意見書

我が国で運転免許証（A T 普通免許）を取得させる際には、数十万円もの教習費用をかけて 26 時限の学科教習と 31 時限の技能教習を経た上で、公安委員会が実施する学科試験に合格し、所要の講習を受講した者に免許証が交付される。その結果発行される運転免許証は、住所が移転した場合は書き換えを求めるなどし、公的身分証明書の代表格として運用されている。その信用の高さから、我が国の運転免許証を受け入れる国も多い。

外国において発行された運転免許証であっても、我が国の運転免許証に切り替えることができる。その際には知識確認や技能確認を実施しており、我が国が特例国に指定している国の運転免許証を有する者については、知識確認及び技能確認を行うことなく運転免許証の切り替えができる。この特例国に指定されていない国、換言すれば、知識確認や技能確認を実施しなければならない国の運転免許証を有する者については、知識確認として二択方式の 10 問に回答することを求め、その後に技能確認を行っている。しかしながら、この要件で我が国において求められる知識、技能を確認できているのかは疑義が残る。なお、申請者により負担額は異なるものの、この手続きにかかる最小の費用は 1 万円に満たないものである。

母国で取得した運転免許を我が国の運転免許に切り替える需要は、日本に長期滞在する方などに確実に存在している。だが、短期滞在者や観光ビザでの入国者が免許の切り替えをする際に、住所としてビジネスホテルでも申請が可能であるなどの現状を確認すると、切り替え後の免許証は公的身分証明書として国民が期待する水準を担保していないと指摘せざるを得ない。

よって国においては、外国免許切替え手続きに在留資格やビザの要件を定めることについて措置されるよう強く要望する。また、免許取得時に一時帰国（滞在）証明書などでの取得を制限することや現行の二択方式の学科試験という簡易な知識確認、技能確認を改めることについても速やかに検討することを併せて求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

} 各あて

大阪府議会議長
中谷 恭典

第5号意見書案

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月4日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢および選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院の様に25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うこととなる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
中谷 恭典

第6号意見書案

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		

大阪府議会議長
中谷 恭典

第7号意見書案

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書

地方創生の取組開始から10年の歳月が流れた。この間、大阪府でもさまざまな事業で地方活性化に注力してきたが、大阪府の人口は、2010年をピークに減少傾向にあり、2020年からの30年間で約157万人減少し、生産年齢人口は約146万人減少すると見込まれるなど、人口減少に歯止めがかからない。

昨年の我が国の合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録し、東京都は0.99まで低下するなど、少子化の一要因となっている。国全体の人口減少が続く中、一部地域では社会増で人口が増えており、特に進学又は就職を契機に若者が大量に流入する東京都の活力は高まる一方で、大阪府も東京圏に対しては一貫して転出超過となっており、若者が流出する地方の活力は削がれていく。

また、東京都は集積する企業から徴収する法人事業税をはじめとした十分な税収があり、潤沢な予算を背景に手厚い行政サービスを提供できるが、財政力が劣る自治体には難しく、明らかに都道府県格差が生じている。人口及び産業が東京都1か所に集中することにより、国際競争力を伸ばして地方の発展に寄与するという意見もあるが、財政力豊かな自治体の住民だけが恩恵を受ける現状に対して地方から不満の声が上がっており、格差の解消策が求められる。

よって、本府議会は、国会及び政府において、地方でも住民が持続可能な安定した暮らしを営み、また、全国どこでも同じ行政サービスを受けるために、全ての地方自治体が十分な収入を確保できる税制の改革、東京に集中する中央官公庁の地方分散、更に企業・大学に地方移転を促す制度構築など、東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
内閣官房長官		
内閣府特命担当大臣(地方創生)		

大阪府議会議長
中谷 恭典

第8号意見書案

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を 持続可能にするための支援確立を求める意見書

基本的に性犯罪・性暴力被害者支援には、予防教育、早期発見、介入、要支援・治療ケースへの支援のほかにも司法支援や生活支援までが含まれてくる。早期発見、初期の介入時における被害者の初期対応は、ワンストップ支援センターと協力医療機関で行っている。

ワンストップ支援センターが被害者支援の入口の場合は、まず相談を受け、必要であれば初期診療を行い、または最寄りの協力医療機関を紹介あるいは同行し、その後の相談、司法や福祉への連携、継続診療への働きかけを行っており、その役割は重要である。

協力医療機関が被害者支援の入口の場合は、医療上必要な初期対応（外傷の確認、証拠物採取、被害者の安全：緊急避妊薬処方、感染症検査等）を行い、ワンストップ支援センターへ報告、相談を行い、ワンストップ支援センターがその後の相談、司法、福祉への連携、継続診療への働きかけを行っている。

令和6年度に大阪府の「性暴力救援センター大阪・SACHICO（以下「SACHICO」という）」は、病院拠点型ワンストップ支援センターとしての存続が危機に瀕する事態となった。その理由は、性暴力被害者の診療で中心的な役割を担っていた産婦人科医師の退職やSACHICOの運営により病院経営の負担が増大したためである。

全国の都道府県に設置されているワンストップ支援センターの草分け的存在であったSACHICOの事業を継承しつつ、大阪府が来年度から新たに事業委託として運営することになった連携型のワンストップ支援センターが真に被害者に寄り添った支援を行うためには、多くの課題を解決していく必要がある。

例えば、24時間電話相談と初期診療体制、性暴力被害についての救急体制も含めた再構築が課題となる。また、協力医療機関については被害者に対する適切な診療が必要であるため、産婦人科だけではなく、小児科、精神科、泌尿器科、肛門科や外科などの診療機能を有する医療機関に間口を拡大し、専門性を有した医師の確保が重要となる。府域全体で多くの医療機関が協力医療機関として参画できる環境整備も進めていかなければならない。さらに、男性被害者、LGBTQ+の人々に対する相談や診療体制の構築も求められている。

よって、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが持続的に運営され、その役割を果たすため、国においては法整備や予算措置等を含めた必要な支援を行うことを強く要望する。

記

1. ワンストップ支援センターで相談業務の中心を担う支援員の育成と確保に必要な支援を実施すること。
2. 地域保健や医療の現場において、看護師、助産師、SANE、精神保健福祉士、公認心理師等で性暴力被害に対する包括的な対応ができる人材を育成すること。
3. 裁判で証人となる医師への保護体制を整備し、司法制度における医師の安全を確保すること。
4. ワンストップ支援センター及び協力医療機関における証拠物採取、緊急避妊薬処方、性感染症検査について、警察の同行の有無にかかわらず、全額国費負担とすること。
5. DV 防止法や女性支援新法の適切な運用をはかり、性暴力被害者への対応を充実させ、途切れない支援の提供体制の充実を図ること。
6. 誰もが性暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、包括的性教育を行う支援法を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
国家公安委員会委員長		
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）		

大阪府議会議長
中谷 恭典

第9号意見書案

18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援強化を求める意見書

令和7（2025）年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヵ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めている。

令和4（2022）年6月17日に刑法改正（法律第67号）で、「懲役刑」から「拘禁刑」になり、受刑者の社会復帰については、より柔軟な処遇改善が可能となっている。

平成28（2016）年4月より、「女子施設地域支援モデル事業：現女子施設地域連携事業」により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務した看護大学の教授が、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育てに関する調査・相談を行ったところ、女性受刑者のもつ養育体験や養育行動に特徴があり、また、女性受刑者の大半は適切な養育体験が乏しく、自身の子育ての方法が分からないことが明らかになった。そのことから、対策として、当該の子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力したところ、一定の効果が実証された。

しかしながら、全国的に刑事施設における子育て支援への取り組みは、各施設によって異なり、集団指導のみという施設もある。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されたことがないのが現状である。

については、PTSDを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の4割を示す子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考える。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものである。よって下記のとおり女性受刑者への子育て支援の強化を求める。

記

1. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援の仕組みを充実させること。
2. 女性受刑者を収容する刑事施設において、子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談体制を充実させること。
3. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法等についてのガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ること。
4. 全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携およびフォレンジック看護分

野の専門的研修制度を定期的に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		

大阪府議会議長
中谷 恭典